

八千代市新庁舎等建設基本設計検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が進める新庁舎等の基本設計（以下「基本設計」という。）の策定にあたり、市民及び学識経験者等の視点から意見及び助言を聞くため、八千代市新庁舎等建設基本設計検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見及び助言を述べるものとする。

- (1) 新庁舎等の基本設計に関すること。
- (2) 八千代市庁舎整備検討委員会及び同部会が必要と認めた事項。
- (3) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者又は構成員
- (3) 一般公募による市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部庁舎総合整備課において所管する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成31年4月4日から施行し、平成32年3月31日に、その効力を失う。